

堺中活協第11号  
令和3年6月11日

「第25回堺市中心市街地活性化協議会」の書面開催について

堺市中心市街地活性化協議会  
会 長 荻 田 俊 昭

拝啓 軽暑の候、堺市中心市街地活性化協議会委員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は協議会活動に格別のご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

まず、冒頭に一言ご挨拶申し上げます。私儀、この度堺まちづくり株式会社の代表取締役社長を拝命致しました。それにともない、堺市中心市街地活性化協議会規約第8条の規定により堺市中心市街地活性化協議会の会長に就任することになりました。一意専心協議会の発展に全力を尽くす所存です。何とぞ前任者同様ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、先日ご案内の通り「第25回堺市中心市街地活性化協議会」は書面での開催とさせていただきますこととなりましたが本日会議資料をお送りいたします。今回の会議で予定しております議事及び報告事項その他は下記の通りでございます。委員の皆様におかれましては、議案をご審議の上同封致しました「書面表決書」にて6月23日(水)までにご返送いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【第25回堺市中心市街地活性化協議会議事及び報告事項・その他】

1. 議 案  
第1号 令和2年度事業報告  
第2号 令和2年度決算報告  
第3号 令和3年度事業計画(案)  
第4号 令和3年度予算(案)
2. 報告事項  
第1号 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について  
第2号 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について
3. 中心市街地での事業について
  - ・ 「堺東駅南地区第一種市街地再開発事業」
  - ・ 「博愛ビル活用事業」
  - ・ 「大浜体育館建替え（武道館併設）事業」

## 添 付 書 類

### ○議案書

- ・ 第 1 号 令和 2 年度事業報告
- ・ 第 2 号 令和 2 年度決算報告
- ・ 第 3 号 令和 3 年度事業計画(案)
- ・ 第 4 号 令和 3 年度予算(案)

### ○報告事項資料

- ・ 第 1 号 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について
- ・ 第 2 号 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について

### ○中心市街地での事業について

- ・ 「堺東駅南地区第一種市街地再開発事業」
- ・ 「博愛ビル活用事業」
- ・ 「大浜体育館建替え（武道館併設）事業」

### ○参考資料

- ・ 参考資料 1-1 堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿（令和 2 年 1 0 月 2 0 日現在）
- ・ 参考資料 1-2 堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿（令和 3 年 4 月 1 日現在）
- ・ 参考資料 2 堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程（平成 3 1 年 1 月 1 0 日改正）
- ・ 参考資料 3-1 堺市中心市街地活性化協議会名簿（令和 2 年 6 月 1 5 日現在）
- ・ 参考資料 3-2 堺市中心市街地活性化協議会名簿（令和 3 年 6 月 9 日現在）
- ・ 参考資料 4 堺市中心市街地活性化協議会規約（令和 2 年 4 月 2 4 日改正）

### ○書面表決書

議案毎の表決内容と住所・氏名とご捺印をいただいた上、同封の返信用封筒にて  
**6月23日(水)必着**で ご返送下さいますようお願い致します。

## 令和2年度事業報告書

### 1. 堺市中心市街地活性化協議会、各会議の開催

#### (1) 堺市中心市街地活性化協議会の開催

① 第24回 協議会 令和2年5月19日(火)開催予定 書面開催に変更  
議 案

- ・ 令和元年度事業報告及び決算報告
- ・ 令和2年度事業計画(案)及び予算(案)
- ・ 堺市との間の協定について

報告事項

- ・ 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について
- ・ 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について
- ・ 堺市中心市街地活性化基本計画の変更及び内閣総理大臣認定について

② 臨時協議会 令和2年4月 書面開催  
議 案

- ・ 堺市中心市街地活性化協議会の規約改正について

③ 臨時協議会 令和2年10月 書面開催  
議 案

- ・ 「堺イルミネーション2020」※の共催による実施について

#### (2) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会の開催

① 第22回幹事会 令和2年4月16日(木) 開催予定

→新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止し、書面での意見集約とした。

報告事項

- ・ 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について
- ・ 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について
- ・ 堺市中心市街地活性化基本計画の変更及び内閣総理大臣認定について

協議会案件

- ・ 令和元年度事業報告及び決算報告
- ・ 令和2年度事業計画(案)及び予算(案)

### (3) プロジェクトチーム会議等

- ・ 3地区合同イルミネーション2020会議 7回開催
- ・ 堺東商店街自転車対策検討プロジェクトチーム会議 12回開催

## 2. 堺イルミネーション2020事業

### ・ 事業概要

令和2年12月1日(火)から令和3年1月15日(金)まで、「黄金が奏でる堺の街並み」をテーマに、堺東駅から堺駅までの大小路筋の街路樹をシャンパンゴールドのイルミネーションで彩りました。また、効率的なプロモーションとイルミネーション実施エリアの一体感の醸成を図るため、公益社団法人堺観光コンベンション協会が実施する大道筋のイルミネーションの共催事業とし、中心市街地の冬の景観を演出しました。あわせて、大阪の夜を彩る光のミュージアム「大阪・光の饗宴2020」のエリアプログラムへも参加しました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、点灯式は中止しました

### ・ 協賛企業への広報活動、協賛依頼活動

中心市街地の企業・団体・個人にイルミネーション事業への協賛金の協力をお願いしました。結果、79の企業・団体及び22人の個人様から1,912,000円のご協賛をいただきました。

### ・ フォトコンテストの開催

堺イルミネーション2020を被写体としたフォトコンテストを開催し、61作品の応募をいただきました。コンテスト終了後は、応募作品の一部を堺市役所高層館1階エントランスホールに展示するなど、回遊性と賑わいの創出を図りました。

### ・ 黄金メニュー・クーポンの提供

商店街の方々が主となり協力店舗への参加の呼び掛けを行っていただき、3エリア計14店舗から、メニュー・クーポンのご協力をいただきました。

## 3. 堺東商店街自転車対策検討プロジェクトチーム会議

- ・ 堺東商店街において、自転車と共生するまちづくりをめざして、商業者と地域関係者及び行政が協働して、プロジェクトチームが主体となって検討を進めました。
- ・ 毎月行っていたマナーアップデートは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見合わせました。

## 4. 「まちづくり部会」の開催

まちづくり部会は会議の企画から運営に至るまで、民主体による取り組みを進めており、平成29年度に自ら導出した5事業が堺市中心市街地活性化基本計画に追加記載され

るなど、活発な活動を行ってきています。令和2年度には以下の活動を行いました。

- ・まちづくり部会 1回開催
- ・まちづくり部会世話役会議（各チーム代表・行政担当部局で構成）3回開催
- ・まちづくり部会チーム別会議の開催(下記参照)

#### チームTE（伝統産業で集客する）

チームTEでは堺の伝統産業体験の商品化と体験の場づくりを進めています。4年目にあたる令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、チームメンバーが大きな打撃を受けているなか、個々に「伝産体験の商品化」と「伝産拠点づくり」に取り組みました。その情報を持ち寄り共有しておき、共同事業化の機会を待つことにしました。具体的な取り組みとしては、ケーブルテレビのJ-com ウエストと連携した線香作りのオンライン体験プランや、注染のオープンファクトリーを開催しました。

#### SCC（自転車で回遊させる）

チームSCCでは自転車で回遊することで堺の魅力を知らせる「SAKAI 散走(さんそう)」の普及と、コミュニティサイクルの高度化をめざし活動しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、外出自粛や密の回避が求められる中、どのような取り組みができるかを検討し、養成したアンバサダーを対象とする“堺環濠めぐり散走”やアプリ（Spot Tour）を使った“堺イルミネーション散走”などを試行しました。

#### 堺の商人（堺東・山之口・堺の商店が共同して盛り上げる）

チーム堺の商人では個店が持つノウハウやサービスを新たな商品に仕立て上げる目的で「ほんまもん事業」を実施しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来と同様の実施は見送る代わりに、With コロナでのニューノーマルに対応していくため、「on-line でのほんまもん事業」の実験に取り組むとことにしました。4店がフェイスブック、ZOOM等を活用しながら、個性的な動画を作成し、YouTubeに公開しました。

#### 空きスペース活用チーム（開業・開店の場を創出する）

チーム堺の商人から生まれた「空きスペース活用チーム」は、商店街の空き店舗やまちなかの空き家を活用することで、中心市街地に開業・開店できる機会を作り出していくことを目的としています。空き店舗の短期貸しである「レンタルショップ」を開始寸前まで準備することができました。

堺市中心市街地活性化協議会  
令和2年度 決算書自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日

## 1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	摘要
負担金	21,000,000	17,563,700	堺市負担金
	7,250,000	7,250,000	堺まちづくり株式会社負担金
	500,000	500,000	堺商工会議所負担金
協賛金	2,000,000	1,912,000	
補助金	19,500,000	19,473,000	堺市補助金（堺市中心市街地活性化事業支援補助金）
利息	0	43	預金利息
当期収入合計	50,250,000	46,698,743	
前期繰越 収支差額	334,534	334,534	令和元年度繰越金
収入合計	50,584,534	47,033,277	

## 2. 支出の部

(単位：円)

項目	予 算	執行見込	摘要
会議費	137,500	51,200	会議開催費 等
旅費交通費	3,000	3,840	イルミネーション関連交通費 等
消耗品費	8,790,000	8,847,472	イルミネーション資材費 等
印刷製本費	200,000	110,747	チラシ、フォトコンテスト作品印刷費 等
光熱水料費	100,000	56,533	イルミネーション電気使用料
支払手数料	8,000	10,120	振込手数料
租税公課	10,000	14,200	印紙代、証紙代
委託料	29,100,000	26,288,740	協議会事務局、イルミ企画調整費、巡回警備業務費等
工事費	11,000,000	11,125,840	イルミネーション設置等工事費
諸謝金	82,000	0	
通信運搬費	70,000	84,042	切手代、フォトコンテスト商品郵送費 等
雑費	660,000	998	
広告宣伝費	300,000	271,640	ホームページ作成費、南海中吊り広告
予備費	124,034	0	
計	50,584,534	46,865,372	

## 3. 収支決算額

収入の部	47,033,277 円
支出の部	46,865,372 円
収支差額	167,905 円（令和3年度へ繰越）

# 監 査 報 告 書

令和3年5月24日

堺市中心市街地活性化協議会  
会 長 隈 元 英 輔 様

堺市中心市街地活性化協議会  
監 事 松 下 繁 雄  
監 事 中 辻 洋 喜

堺市中心市街地活性化協議会規約第15条に基づく経費について、令和2年度堺市中心市街地活性化協議会の収支決算書及び会計簿・証拠書類並びにその他関係書類について監査を行った結果、いずれも適正であると認めますので、同規約第16条第3項に基づき報告いたします。

以上

## 令和3年度事業計画（案）

### 1. 堺市中心市街地活性化協議会、各会議の開催について

認定された「堺市中心市街地活性化基本計画」に対する総括を行うとともに、今後の堺市中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議を行う。

- (1) 堺市中心市街地活性化協議会
- (2) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会
- (3) 堺東合同ワーキンググループ会議

### 2. 堺イルミネーション2021事業について

(設置場所及び設置内容)

- ・大小路筋歩道街路樹を中心としたイルミネーションの飾りつけを行う。事業の詳細については、堺イルミネーション2021合同会議等が主体となって、協議した上で決定する。

(方針)

- ・商業者、地域関係者及び行政が協働し、中心市街地全体の活性化へ繋がるよう事業を進める。
- ・中心市街地の企業・団体から協賛を募りながら事業を進める。

(点灯期間)

- ・令和3年12月1日（水）～令和4年1月15日（土）（予定）

(実施内容)

- ・イルミネーション点灯式の実施
- ・大小路筋歩道街路樹を中心としたイルミネーション
- ・「大阪・光の饗宴2021」（予定）のエリアプログラムへの参画
- ・堺観光コンベンション協会主催「大道筋イルミネーション」との共催(予定)



### 3. 堺東商店街自転車対策検討プロジェクトチーム会議について

- ・堺東商店街において、中心市街地活性化に資する自転車と共生するまちづくりをめざして、商業者と地域関係者及び行政が協働して、プロジェクトチームが主体となって検討を進めていく。
- ・「堺東商店街自転車マナーアップデー」の実施  
毎月8日 18時～18時30分（土日祝の場合は翌日）。  
※現在新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マナーアップデーは中止されているが、今後、状況に応じて実施を検討する。
- ・放置自転車問題や商店街内での自転車押し歩きを推進するため、啓発活動に協力いただける「自転車マナーアップ協力店」の募集拡大

### 4. まちづくり部会について

まちづくり部会において導出し、堺市中心市街地活性化基本計画に追加記載された事業について、引き続き民間事業者が主体となり事業を実施する。また、これらの事業を継続・発展させるための主体や方法を検討し、実現に向けた協議調整を推進していく。令和3年度のチーム別活動方針は以下のとおりである。

#### チームTE（伝統産業で集客する）

- ・研修、視察を行い、伝統産業の拠点開発、体験の商品化・情報発信を継続する。
- ・ニューノーマルへの対応を念頭に取り組む。

#### SCC（自転車で回遊させる）

- ・SAKAI 散走の実施、堺散走アンバサダー養成講座の開催を継続する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響があるなかでの実施及び開催に工夫を凝らす。

#### 堺の商人（商人が共同して盛りあげる）

- ・「ほんまもん事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響があるなか、オンライン方式での開催を本格化させ参加店を増加させる。

#### 空きSP活用

- ・「空き店舗一時利用」について、レンタルショップ方式で実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、レンタルショップのニーズが高まっていることから、レンタルショップの仕組みを確立し登録物件を増加させる。

## 令和3年度 協議会 予算案

## 1. 収入の部

(単位：円)

項目	予 算	摘要
負担金	19,000,000	堺市負担金
	3,750,000	堺まちづくり株式会社負担金
	500,000	堺商工会議所負担金
協賛金	2,000,000	
補助金	12,500,000	堺市補助金（堺市中心市街地活性化事業支援補助金）
利息	0	預金利息
当期収入合計	37,750,000	
前期繰越 収支差額	167,905	令和2年度繰越金
収入合計	37,917,905	

## 2. 支出の部

(単位：円)

項目	金 額	摘要
会議費	100,000	会議開催費 等
旅費交通費	4,000	
消耗品費	510,000	イルミネーション資材費 等
印刷製本費	119,000	チラシ、フォトコンテスト作品印刷費 等
光熱水料費	60,000	イルミネーション電気使用料
支払手数料	11,000	振込手数料
租税公課	10,000	印紙代、証紙代
委託料	27,090,000	協議会事務局、イルミ企画調整費、巡回警備業務費等
工事費	9,660,000	イルミネーション設置等工事費
諸謝金	82,000	イルミネーション点灯式司会者等謝礼
通信運搬費	90,000	切手代、フォトコンテスト商品郵送費 等
雑費	0	
広告宣伝費	165,000	ホームページ作成費
予備費	16,905	
計	37,917,905	

収入の部	37,917,905
支出の部	37,917,905
収支差額	0

## 堺市中心市街地活性化協議会委員の交代について

堺市中心市街地活性化協議会規約 第9条第2項により、下記の者を堺市中心市街地活性化協議会委員に指名する。

### 記

#### 1. 地域経済関係者として

大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー大阪南部地区支配人 堀内 佐智夫

#### 2. 堺市として

堺市建築都市局 局長 澤中 健

#### 3. 堺市

堺市建設局 局長 西川 哲夫

以上

(根拠規程)

協議会規約 第9条第2項

委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

## 堺市中心市街地活性化協議会幹事会幹事の交代について

堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程 第5条により、下記の者を堺市中心市街地活性化協議会幹事に指名する。

### 記

1. 商業者として

ジョルノ会 会 長 二上 始

2. 地域自治会として

三国丘校区自治連合協議会 会 長 和田 幸晴

3. 関係省庁として

国土交通省近畿地方整備局 営繕部調整課長 藤本 享史

4. 関係機関として

公益社団法人堺観光コンベンション協会 事務局長 五反地 一弘

5. 堺市として

堺市建築都市局 都市再生部 部 長 市川 行則

以上

(根拠規程)

幹事会規程 第5条

幹事は、会長が指名する者をもって充てる。

# 中心市街地活性化に関する主な取り組み（堺東駅南地区市街地再開発事業）

## ○事業概要

事業名：堺東駅南地区第一種市街地再開発事業

施設建築物：

高さ：約85m（地下2階・地上24階）

主要用途：商業・業務、住宅（333戸）、  
駐車場（店舗50台、住宅172台）

公共施設：

道路（駅前歩行者空間等）

堺東駅前デッキ 有効幅員：約5.7～8.5m、延長：約131m

府道横断デッキ 有効幅員：約6m、延長：約41m

## ○事業スケジュール

平成29年3月 除却工事着手

平成30年5月 施設建築物本体工事着手

平成31年3月 公共施設工事着手

令和3年2月 施設建築物工事完了、公共施設工事完了

令和3年3月 歩行者デッキ等供用開始

令和3年4月 施設グランドオープン

※国土交通省地価公示（毎年1/1時点）、りそな銀行前）

- ・ H27：44万円/㎡、H28：46万円/㎡、H29：48.5万円/㎡
- H30：54.5万円/㎡、R1：65万円/㎡ R2：75.6万円/㎡：
- R3：73.3万円/㎡（対前年比+20%）



# 博愛ビル活用事業の概要

## ○事業目的

博愛ビルを建替え、商業施設等を導入し、堺東駅前の賑わい創出に資する施設として整備を行うことにより、「新たな都市魅力創出による街の顔づくり」に資する事業。

## ○事業者

施設整備法人：ABホテル株式会社  
設計：株式会社けんちくの種  
施工：株式会社哲建

## ○施設概要

施設名称：ABホテル堺東  
高さ：39.30m（地上12階）  
主要用途：宿泊、飲食  
公益用途：レンタルスペース

## ○レンタルスペース「サカイエ」

- 広さ52.89㎡、フローリング  
調光付き照明、ピクチャーレール、  
大型壁面鏡、給湯設備
- 商店街の会議や集会のほか、バレエ  
教室、ダンス教室、企業の会議など  
地域のコミュニティースペースとして  
活用されている。

## ○事業スケジュール

- |               |       |
|---------------|-------|
| • 平成30年4月～11月 | 施設設計  |
| • 平成30年3月～9月  | 除却工事  |
| • 令和元年5月末～    | 仮設工事  |
| • 令和元年6月初旬～   | 本体工事  |
| • 令和2年8月      | 竣工、開業 |



ABホテル堺東全景



レンタルスペースサカイエ

# 大浜体育館建替え（武道館併設）事業の概要

## ○事業目的

老朽化した大浜体育館を建替え、市民がより安全で快適にスポーツに親しめる場を提供する。これに伴い、市の武道振興の拠点となる武道館を併設する。

## ○施設概要

（規模）地上2階、延床面積 約13,000㎡

（内容）アリーナ、観覧席（約3,000席）、武道館、

トレーニング室、研修室、キッズコーナーなど

※事業者の独自提案として、新体育館に近接したところに、カフェと児童向け遊戯施設が整備される予定。

（令和4年2月オープン予定）

## ○事業者

・大和リース株式会社を代表企業とするグループ

※PFI手法による建替えとして、設計・建設から管理運営までを一体的に行う。

## ○事業スケジュール

- |            |           |
|------------|-----------|
| ・平成30年4～8月 | 基本設計      |
| ・平成30年9月～  | 実施設計      |
| ・平成31年度～   | 建設工事      |
| ・令和3年4月    | 供用開始      |
| 6月         | 旧体育館の解体開始 |



↑ 外観図



↑ アリーナ

## 堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿

令和2年10月20日現在(敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
野口 和義	堺まちづくり株式会社 事務局長	共同設置者 (幹事長)
久保 直樹	堺商工会議所 事務局長	共同設置者 (副幹事長)
阪本 雅俊	堺銀座商店街 会長	商業者
小西 幹夫	堺東中瓦町商店街振興組合 副理事長	商業者
藪内 義理	堺銀座西商店街振興組合 理事長	商業者
矢本 憲久	堺東駅前商店街振興組合 理事長	商業者
今井 義夫	堺東駅南地区再開発株式会社 取締役	再開発事業者
高岡 武史	堺銀座南商店街 そや堺 ええ街づくり隊 隊長	商業者 まちづくり組織
桑城 頼孝	堺銀座北商店街組合 会長	商業者
岡下 明人	堺東商店街商業協同組合 理事長	商業者
澤木 一仁	一九商店会 会長	商業者
片山 勇	堺山之口連合商店街振興組合 代表理事	商業者
高杉 晋	堺駅前商店会 会長	商業者
奴井 保雄	熊野校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 和男	安井校区自治連合協議会 会長	地域自治会
桂 春宜	市校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 昭三	英彰校区自治連合協議会 相談役	地域自治会
下原 武雄	榎校区自治連合協議会 常任相談役	地域自治会
早川 弘	三国丘校区自治連合協議会 会長	地域自治会
大町むら子	堺市消費生活協議会 副会長	消費者
三田 耕三	大小路界限『夢』倶楽部 街並部 会長	まちづくり組織
鳶岡 智基	南海電気鉄道株式会社 まちづくり創造室 沿線価値創造部 課長	交通事業者
中田 幸宏	南海バス株式会社 企画部 課長	交通事業者
中村 倫子	株式会社 高島屋 堺店 店長	商業者
山崎 圭子	株式会社 ヤマハミュージックリテイリング 堺店 店長	商業者
中尾 裕	国土交通省近畿地方整備局 宮繕部 調整課長	関係省庁
佐藤 郁子	公益社団法人 堺観光コンベンション協会 事務局長	関係機関
勝真 雅之	堺市文化観光局 文化部 部長	堺市
田中 伸五	堺市産業振興局 商工労働部 部長	堺市
澤中 健	堺市建築都市局 都市再生部 部長	堺市
高橋 悦子	堺市建設局 自転車まちづくり部 部長	堺市



## 堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿

令和3年4月1日現在(敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
野口 和義	堺まちづくり株式会社 事務局 局長	共同設置者 (幹事長)
久保 直樹	堺商工会議所 事務局 局長	共同設置者 (副幹事長)
阪本 雅俊	堺銀座商店街 会長	商業者
小西 幹夫	堺東中瓦町商店街振興組合 副理事長	商業者
藪内 義理	堺銀座西商店街振興組合 理事長	商業者
矢本 憲久	堺東駅前商店街振興組合 理事長	商業者
二上 始	シヨルノ会 会長	商業者
高岡 武史	堺銀座南商店街 そや堺 ええ街づくり隊 隊長	商業者 まちづくり組織
桑城 頼孝	堺銀座北商店街組合 会長	商業者
岡下 明人	堺東商店街商業協同組合 理事長	商業者
澤木 一仁	一九商店会 会長	商業者
片山 勇	堺山之口連合商店街振興組合 代表理事	商業者
高杉 晋	堺駅前商店会 会長	商業者
奴井 保雄	熊野校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 和男	安井校区自治連合協議会 会長	地域自治会
桂 春宜	市校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村 昭三	英彰校区自治連合協議会 相談役	地域自治会
下原 武雄	榎校区自治連合協議会 常任相談役	地域自治会
和田 幸晴	三国丘校区自治連合協議会 会長	地域自治会
大町むら子	堺市消費生活協議会 副会長	消費者
三田 耕三	大小路界限『夢』倶楽部 街並部 会長	まちづくり組織
鳶岡 智基	南海電気鉄道株式会社 まちづくり創造室 沿線価値創造部 課長	交通事業者
中田 幸宏	南海バス株式会社 企画部 課長	交通事業者
中村 倫子	株式会社 高島屋 堺店 店長	商業者
山崎 圭子	株式会社 ヤマハミュージックリテイリング 堺店 店長	商業者
藤本 享史	国土交通省近畿地方整備局 宮繕部 調整課長	関係省庁
五反地 一弘	公益社団法人 堺観光コンベンション協会 事務局 局長	関係機関
勝真 雅之	堺市文化観光局 文化部 部長	堺市
田中 伸五	堺市産業振興局 商工労働部 部長	堺市
市川 行則	堺市建築都市局 都市再生部 部長	堺市
高橋 悦子	堺市建設局 サイクルシティ推進部 部長	堺市

## 堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程

最終改正 平成31年1月10日

### (趣旨)

第1条 この規程は、堺市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第13条第2項の規定に基づき、堺市中心市街地活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第9条第2項各号に掲げる事項についての必要な協議又は調整に関する事項
- (2) 本規程第7条により専門部会が設置された場合、その運営に関する事項
- (3) その他、会長が別に指示する事項

### (組織)

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

### (幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事長は、堺まちづくり株式会社事務局長をもって充てる。

2 副幹事長は、幹事長が指名する者をもって充てる。

3 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (幹事)

第5条 幹事は、会長が指名する者をもって充てる。

### (会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係者等の出席を求めることができる。

### (専門部会)

第7条 幹事会は、本規程第2条について専門的に協議し、事業化に向けた検討を行うために、専門部会を置くことができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年11月30日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 堺市中心市街地活性化協議会名簿

令和2年6月15日現在(敬称略)

	氏名	所属・役職等	備考
委 員	隈元 英輔	堺まちづくり株式会社 代表取締役	共同設置者 (会長)
	野口 徹	堺商工会議所 専務理事	共同設置者 (副会長)
	辰野 邦次	堺市商店連合会 会長	商業者
	久保 照男	堺区自治連合協議会 会長	地域代表者
	山口 典子	堺市消費生活協議会 会長	消費者
	奥野 圭作	大小路界限『夢』倶楽部 代表幹事	まちづくり組織
	二上 始	堺東駅南地区再開発株式会社 代表取締役	再開発事業者
	木原 久友	南海電気鉄道株式会社 経営政策室 沿線価値創造部長	交通事業者
	松平 康一	南海バス株式会社 常務取締役企画部長	交通事業者
	藤井 哲	阪堺電気軌道株式会社 取締役 総務部長	交通事業者
	出原 マドカ	堺ホテル協会 東横INN堺東駅 支配人	観光事業者
	松本 隆信	関西電力株式会社 大阪南営業部 ビジネス営業グループ マネージャー	地域経済
	高橋 聖	大阪ガス株式会社 南部地区 支配人	地域経済
	土井 隆	株式会社 日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業統轄	地域経済
監 事	福岡 芳明	国土交通省近畿地方整備局 営繕部 営繕調査官	関係省庁
	宮前 誠	堺市文化観光局 局長	堺市
オ ブ ザ ー バ ー	奈良 和典	堺市産業振興局 局長	堺市
	窪園 伸一	堺市建築都市局 局長	堺市
	中辻 益治	堺市建設局 局長	堺市
	松下 繁雄	大阪ガス株式会社 南部地区 副支配人	地域経済
オ ブ ザ ー バ ー	市川 行則	堺市建築都市局 都市再生部 都心まちづくり課 課長	堺市
	奈良澤 光昭	大阪府堺警察署 署長	関係機関
	三本 泰明	一般財団法人 民間都市開発推進機構 企画部 調査計画課長 兼 中心市街地活性化支援室長	関係機関
	松沢 亨	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室長	関係機関
オ ブ ザ ー バ ー	八木橋 功	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部 事業企画課担当課長	関係機関

# 堺市中心市街地活性化協議会名簿

令和3年6月9日現在(敬称略)

	氏名	所属・役職等	備考
委	荻田 俊昭	堺まちづくり株式会社 代表取締役	共同設置者 (会長)
	野口 徹	堺商工会議所 専務理事	共同設置者 (副会長)
	辰野 邦次	堺市商店連合会 会長	商業者
	久保 照男	堺区自治連合協議会 会長	地域代表者
	山口 典子	堺市消費生活協議会 会長	消費者
	奥野 圭作	大小路界限『夢』倶楽部 代表幹事	まちづくり組織
	二上 始	堺東駅南地区再開発株式会社 代表取締役	再開発事業者
	木原 久友	南海電気鉄道株式会社 経営政策室 沿線価値創造部長	交通事業者
	松平 康一	南海バス株式会社 常務取締役企画部長	交通事業者
	藤井 哲	阪堺電気軌道株式会社 取締役 総務部長	交通事業者
	出原 マドカ	堺ホテル協会 東横INN堺東駅 支配人	観光事業者
	松本 隆信	関西電力株式会社 大阪南営業部 ビジネス営業グループ マネージャー	地域経済
	員	堀内 佐智夫	大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 大阪南部地区 支配人
土井 隆		株式会社 日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業統轄	地域経済
福岡 芳明		国土交通省近畿地方整備局 営繕部 営繕調査官	関係省庁
宮前 誠		堺市文化観光局 局長	堺市
奈良 和典		堺市産業振興局 局長	堺市
澤中 健		堺市建築都市局 局長	堺市
西川 哲夫		堺市建設局 局長	堺市
監事	松下 繁雄	大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 南部導管部 地域コミュニティ室長	地域経済
	中辻 洋喜	堺市建築都市局 都市再生部 都心活性化担当 課長	堺市
オブザーバー	磯野 貴章	大阪府堺警察署 署長	関係機関
	三本 泰明	一般財団法人 民間都市開発推進機構 企画部 調査計画課長 兼 中心市街地活性化支援室長	関係機関
	安達 富夫	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室長	関係機関
	吉江 達也	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部 事業企画課担当課長	関係機関

## 堺市中心市街地活性化協議会規約

最終改正 令和2年4月24日

### (協議会の設置)

第1条 堺まちづくり株式会社及び堺商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

### (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、堺市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第3条 協議会は、堺市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、堺市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し、必要な事項を協議し、その実施に寄与することを目的とする。

### (活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 堺市が作成する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- (6) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

### (協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、堺市堺区中瓦町2丁3番18号堺まちづくり株式会社内に置く。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 堺まちづくり株式会社
- (2) 堺商工会議所
- (3) 堺市
- (4) 法第15条第4項 第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、堺まちづくり株式会社の代表取締役をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、第6条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、代理出席を合わせて半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。

5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第11条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。

2 会長は、緊急を要する事項または簡易な事項については、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

3 会長は、緊急の事態等により協議会を開催できない場合、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第13条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、堺まちづくり株式会社が処理する。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金、補助金、繰越金その他の収入により負担するものとする。

(協議会の監査)

第16条 協議会の出納を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。



(財務に関する事項)

第17条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、堺まちづくり株式会社がこれを決算する。

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成19年11月30日から施行する。

附則（平成21年7月23日）

この規約は、平成21年8月1日から施行する。

附則（平成23年10月12日）

この規約は、平成23年11月1日から施行する。

附則（平成25年3月21日）

この規約は、平成25年3月21日から施行する。

附則（平成25年3月27日）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成31年2月1日）

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年6月18日）

この規約は、令和元年7月1日から施行する。

附則（令和2年4月24日）

この規約は、令和2年5月1日から施行する。

令和 年 月 日

堺市中心市街地活性化協議会

会 長 荻田 俊昭 様

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

## 書 面 表 決 書

私は、第25回堺市中心市街地活性化協議会の書面決議に関して、下記の通り書面をもって議決権を行使いたします。

### 記

第1号議案 令和2年度事業報告について

原案に 賛成する ・ 反対する

第2号議案 令和2年度決算報告

原案に 賛成する ・ 反対する

第3号議案 令和3年度事業計画(案)

原案に 賛成する ・ 反対する

第4号議案 令和3年度予算(案)

原案に 賛成する ・ 反対する

以上

なお、議決以外にご意見等がありましたら裏面に自由にご記入ください。

委員のお名前： \_\_\_\_\_

ご意見を自由にお書き下さい。